

# 強い農業づくり総合支援交付金

## 産地基幹施設等支援タイプ<sup>o</sup>

交付率  
**1/2**以内

対象  
**整備**事業

### 第1 趣旨

消費者・実需者ニーズを踏まえた国産農畜産物の安定的供給体制の構築を図るため、産地や担い手の発展の状況に応じて必要となる集出荷施設等の産地の基幹施設の整備を支援します。



### 第2 事業実施主体

事業実施主体は、都道府県、市町村、農業者の組織する団体（農業協同組合、農事組合法人、農地所有適格法人、その他農業者の組織する団体）、公社等です。

令和6年4月

農林水産省

# 第3 事業実施までの流れ

## 地域段階

### 地域が抱える課題の明確化

#### 課題解決に向けた方向性と成果目標の設定

##### 産地競争力の強化及びスマート農業の推進

- ・需要に応じた生産量の確保
- ・販売額の増加
- ・優良品種の作付拡大
- ・生産コストの低減
- ・契約取引の割合の増加 等

##### みどりの食料システム戦略の推進

- 生産性向上等の収益力向上に繋がる目標に加え、
- ・化学農薬の削減
- ・化学肥料の削減
- ・化石燃料の削減
- ・有機農業拡大 等

##### 産地における戦略的な人材育成の推進

- 生産性向上等の収益力向上に繋がる目標に加え、
- ・新規就農者数の増加

#### 目標達成のための施設整備計画の策定

事業実施計画を市町村を經由し、都道府県へ提出

## 県段階

### 事業の審査・取りまとめ

- 都道府県実施計画の策定
- 成果目標の妥当性について審査

都道府県実施計画  
を国へ提出

### 事業要望取りまとめ 都道府県への配分

各地区の成果目標の高さ等に基づき、都道府県ごとに交付金を一括配分

### 交付

※ 交付に当たって、  
予め成果目標の妥当性について国と協議の上、配分

### 交付



※施設の入札・着工を急ぐ場合はあらかじめ都道府県と相談・指導を受けた上で、「交付決定前着手届」を提出する必要があります。

## 国段階

## 第4 事業内容

高付加価値化や生産コストの低減など、産地の収益力強化や合理化を図る取組、みどりの食料システム戦略、スマート農業の推進、産地における戦略的な人材育成の推進に掲げる取組の推進(→以下の③参照)に必要な施設(→以下の④参照)の整備・再編を支援します。

### 1 採択要件

主な採択要件は次のとおりです(取組によって異なります)。

- 受益農業従事者(農業の常時従事者(原則年間150日以上))が5名以上であること
- 成果目標の基準を満たしていること
- 面積要件等を満たしていること
- 受益地の全て(受益地が広域に及ぶ場合は概ねとする)において、実質化された人・農地プラン又は地域計画が策定されていること(生産技術高度化施設のうち高度環境制御栽培施設(完全人工光型に限る。)、産地食肉センター、食鳥処理施設、鶏卵処理施設及び家畜市場等は除く)
- 目標年度までに環境負荷低減等の取組に係る研修を受講し、関連するチェックシートを提出すること
- 産地基幹施設を整備する場合にあっては、原則として、総事業費が5千万円以上であること
- 費用対効果分析を実施し、投資効率が1.0以上であること

### 2 交付率

都道府県への交付率は定額(事業実施主体へは事業費の1/2以内等の補助率となります。)

### 3 取組メニュー

#### 産地収益力の強化に向けた総合的推進

①土地利用型作物(稲、麦、豆類、子実用とうもろこし) ②畑作物、地域特産物(いも類、甘味資源作物、茶、そば等) ③果樹 ④野菜 ⑤花き ⑥畜産周辺環境影響低減 ⑦畜産生産基盤育成強化 ⑧飼料増産 ⑨家畜改良増殖 ⑩食肉等流通体制整備 ⑪国産原材料サプライチェーン構築 ⑫農畜産物輸出に向けた体制整備 ⑬スマート農業実践施設の整備 ⑭環境保全の取組 ⑮有機農業 ⑯土づくり(科学的データに基づく土づくり及び被災農地の地力回復) ⑰畜産副産物の肥飼料利用

#### 産地合理化の促進

①穀類乾燥調製貯蔵施設等再編利用  
②集出荷貯蔵施設等再編利用  
③農産物処理加工施設等再編利用  
④食肉等流通体制再編整備  
⑤国内産糖・国内産いもでん粉工場再編合理化  
⑥乳業再編等整備

#### みどりの食料システム戦略の推進

化学農薬の低減、化学肥料の低減、有機農業の拡大、ゼロエミッション化等の推進に必要な施設整備

#### スマート農業の推進

ロボット、AI、IoT等先端技術の導入を加速するため、実証事業等により効果が検証された施設の整備

#### 産地における戦略的な人材育成の推進

産地としての戦略的な人材育成を行うとともに、産地収益力の強化に必要な施設整備

### 4 対象施設

- **耕種作物小規模土地基盤整備**  
ほ場整備、園地改良、優良品種系統等への改植・高接、暗きよ施工、土壌土層改良
- **飼料作物作付及び家畜放牧等条件整備**  
飼料作物作付条件整備、放牧利用条件整備、水田飼料作物作付条件整備
- **耕種作物産地基幹施設整備**  
育苗施設、乾燥調製施設、穀類乾燥調製貯蔵施設、農産物処理加工施設、集出荷貯蔵施設、産地管理施設、用土等供給施設、農作物被害防止施設、生産技術高度化施設、種子種苗生産関連施設、有機物処理・利用施設、油糧作物処理加工施設、バイオディーゼル燃料製造供給施設
- **畜産物産地基幹施設整備**  
畜産物処理加工施設、家畜市場、家畜飼養管理施設、自給飼料関連施設、家畜改良増殖関連施設、畜産周辺環境影響低減施設、畜産副産物肥飼料利用施設
- **農業廃棄物処理施設整備**

# 第5 ポイント制度と配分方法

- 1 事業実施主体は、単収の向上や生産コストの低減といった産地として取り組む目標に沿って、成果目標を2つ設定します。成果目標の目標年度は、原則、事業実施年度の翌々年度として設定します。
- 2 単収の向上や生産コストの低減といった産地の成果目標(取組)をポイント化し、ポイントの高い順に配分対象を選定し、都道府県に配分対象の国費要望額を一括で交付します。
- 3 成果目標は、一つの目標で先進的な取組を行っている産地であっても、別の目標で高いポイントを取得することが可能です。

## 1 成果目標に基づくポイントの例

### ア 産地競争力の強化及びスマート農業の推進

※スマート農業の推進の詳細は、別リーフレットを参照ください。

#### 【成果目標の選択例】

「野菜」の集出荷施設を導入する場合、以下の成果目標から2つを選択できます。

- |                    |                 |
|--------------------|-----------------|
| ① 「秀品」等の上位規格品の割合増加 | ⑤ 加工・業務用向け割合の増加 |
| ② 生産コスト又は流通コストの縮減  | ⑥ 海外向け割合の増加     |
| ③ 労働時間の縮減          | ⑦ 販売額の増加        |
| ④ 契約取引の割合又は数量の増加   | ⑧ 出荷規格数の削減      |



【①と③を選択した場合】

〈1つの成果目標につき、最大15ポイント〉

メニュー	達成すべき成果目標及びポイント	成果目標に対する現況値ポイント
野菜	・当該品目の全出荷量に占める上位規格品等(大きさ、外観品質、内部品質、他との差別化により有利販売を図ったもの(明確な基準、根拠があるもの))の割合を3ポイント以上増加。	・現状の当該品目の販売価格が、事業実施地区の主要取引市場における卸売価格の平均値に対して3%以上高い。
	15ポイント以上……………10ポイント	27%以上……………5ポイント
	12ポイント以上……………8ポイント	21%以上……………4ポイント
	9ポイント以上……………6ポイント	15%以上……………3ポイント
	6ポイント以上……………4ポイント	9%以上……………2ポイント
	3ポイント以上……………2ポイント	3%以上……………1ポイント

メニュー	達成すべき成果目標及びポイント	成果目標に対する現況値ポイント
野菜	・当該品目の単位収量当たりの労働時間を5%以上縮減。	・現状の当該品目の単位収量当たりの労働時間が全国又は当該都道府県の平均値に対して3%以上短い
	41%以上……………10ポイント	24.0%以上……………5ポイント
	31%以上……………8ポイント	18.8%以上……………4ポイント
	21%以上……………6ポイント	13.5%以上……………3ポイント
	11%以上……………4ポイント	8.3%以上……………2ポイント
	5%以上……………2ポイント	3.0%以上……………1ポイント

※このほか、都道府県加算(産地競争力の強化のみ)、優先枠加算(→P7の②参照、産地競争力の強化のみ)、輸入農畜産物の国産への切替え推進加算(→P10の③参照)、みどりの食料システム戦略の推進加算(→P10の④参照)などのポイント加算があります。

# イ みどりの食料システム戦略の推進

※本メニューの詳細は別リーフレットを参照ください

本取組の成果目標は、

- ①みどりの食料システム戦略の推進に掲げる取組(化学農薬・肥料の削減、有機農業の拡大、ゼロエミッション化等)から1つ、
  - ②既存の生産性向上等の収益性の向上に繋がる取組(販売額向上やコスト低減等)から1つ、
- 合計2つ選択する必要があります(最大30ポイント)。  
 加えて、グリーン化モデル施設加算(ヒートポンプ、堆肥等生産施設等)などのポイント加算があります。

## 【成果目標の選択例】

堆肥生産施設(主要作物は「野菜」)を導入する場合、以下の1から関連する成果目標1つ、2から成果目標を1つ選択します。

### 1. みどりの食料システム戦略の推進に掲げる取組に関する成果目標

① 化学農薬の使用回数を削減	④ 有機農業の取組面積を拡大
② 化学肥料の使用量を削減	⑤ バイオ炭、堆肥等の施用面積を拡大
③ 化石燃料の使用量を削減	⑥ 労働生産性を向上

### 2. 既存の生産性向上等の収益性の向上に繋がる成果目標

① 「秀品」等の上位規格品の割合増加	④ 労働時間の縮減
② 10a当たり収量を増加	⑤ 契約取引の割合又は数量の増加
③ 生産コストを縮減	等



【1から⑥、2から⑤を選択した場合】

〈1つの成果目標につき、最大15ポイント〉

メニュー	達成すべき成果目標及びポイント	成果目標に対する現況値ポイント
みどりの食料システム戦略の推進	受益面積のうちバイオ炭又は堆肥等の施用面積の割合を5ポイント以上増加。	受益面積のうちバイオ炭又は堆肥等の施用面積の割合が5%以上。
	30ポイント以上……………10ポイント	30%以上……………5ポイント
	25ポイント以上……………8ポイント	25%以上……………4ポイント
	20ポイント以上……………6ポイント	20%以上……………3ポイント
	15ポイント以上……………4ポイント	15%以上……………2ポイント
	10ポイント以上……………2ポイント	5%以上……………1ポイント

※みどりの食料システム戦略の推進に掲げる成果目標の達成すべき成果目標及び現況値ポイントを合計したポイントが6ポイント以上であるものを配分対象とします。

メニュー	達成すべき成果目標及びポイント	成果目標に対する現況値ポイント
野菜	当該品目の契約取引数量を10%以上増加(事業実施地区における当該品目の現状の出荷量が全国出荷量の1%以上であり、かつ、契約取引数量が全国出荷量の0.5%以上の場合に限る)。	・現状の当該品目の契約取引数量が全国出荷量の0.26%以上(事業実施地区における当該品目の現状の出荷量が全国出荷量の1%以上である場合に限る)。
	70%以上……………10ポイント	0.70%以上……………5ポイント
	55%以上……………8ポイント	0.59%以上……………4ポイント
	40%以上……………6ポイント	0.48%以上……………3ポイント
	25%以上……………4ポイント	0.37%以上……………2ポイント
	10%以上……………2ポイント	0.26%以上……………1ポイント

## ウ 産地における戦略的な人材育成の推進

※本メニューの詳細は別リーフレットを参照ください。

本取組の成果目標は、

- ①産地における戦略的な人材育成の推進に掲げる取組(新規就農者数の増加)を1つ、
  - ②既存の生産性向上等の収益性の向上に繋がる取組(販売額向上やコスト低減等)から1つ、
- 合計2つ選択する必要があります(最大30ポイント)。

### 【成果目標の選択例】

生産技術高度化施設(低コスト耐候性ハウス、作物は「野菜」)を導入する場合、産地における戦略的な人材育成の推進に掲げる取組に関する成果目標(新規就農者数の増加)1つと、収益性の向上に繋がる以下の成果目標から1つ選択します。

① 「秀品」等の上位規格品の割合増加	⑤ 契約取引の割合又は数量の増加
② 10a当たり収量を増加	⑥ 加工・業務用向け割合の増加
③ 生産コストを縮減	⑦ 海外向け割合の増加
④ 労働時間の縮減	⑧ 販売額の増加

等



【収益性の向上に繋がる成果目標：②を選択した場合】

〈1つの成果目標につき、最大15ポイント〉

メニュー	達成すべき成果目標及びポイント	成果目標に対する現況値ポイント	
産地における戦略的な人材育成の推進	事業実施年度から目標年度までの新規就農者数が事業実施3年前までの新規就農者数と比較して120%以上。  ※事業実施3年前までの新規就農者が0人の場合は1人として割合を算出すること。	事業実施主体において、以下の取組等に該当する場合。 ・農業経営に関する実践的な研修(OJT研修)体制が整備されている。 ・農業経営に関する外部研修・就農相談セミナー等の講師となっている者がいる。 ・受入研修生に対して十分な指導を行うことのできる者(指導農業士等)がいる。 ・就農予定者への住居のあっせんを行っている。 ・就農予定者への農地のあっせんを行っている。 ・事業実施前3年間に新規就農した者の定着率が80%以上。	
		200%以上……………10ポイント	3つ以上……………5ポイント
		180%以上……………8ポイント	2つ以上……………3ポイント
		160%以上……………6ポイント	1つ以上……………1ポイント
		140%以上……………4ポイント	
		120%以上……………2ポイント	

※産地における戦略的な人材育成の推進に掲げる成果目標の達成すべき成果目標及び現況値ポイントを合計したポイントが6ポイント以上であるものを配分対象とします。

メニュー	達成すべき成果目標及びポイント	成果目標に対する現況値ポイント	
野菜	当該品目の10a当たり収量を3%以上増加。	・現状の当該品目の10a当たり収量が、「野菜生産出荷統計」又は「地域特産野菜の生産状況」における全国又は当該都道府県の平均収量に対して3.0%以上高い。	
		15%以上……………10ポイント	62.0%以上……………5ポイント
		12%以上……………8ポイント	47.3%以上……………4ポイント
		9%以上……………6ポイント	32.5%以上……………3ポイント
		6%以上……………4ポイント	17.8%以上……………2ポイント
		3%以上……………2ポイント	3.0%以上……………1ポイント

## 2 優先枠に対するポイント加算（産地競争力の強化）

「攻めの農業」を実現するため、以下の取組に優先枠を設置することにより積極的に支援します。

### 1 集出荷・加工の効率化に向けた再編合理化

高収益な産地体制への転換を図るために、集出荷・処理加工施設の再編合理化（→以下のア参照）を支援します。

### 2 中山間地域の競争力強化に向けた体制整備

中山間地域の競争力強化に計画的に取り組む産地の施設の整備（→P8のイ参照）を支援します。

### 3 重点政策推進の取組

水田農業の高収益化及び畑作物の本作化（→P8のウ参照）に向けた体制整備の取組、輸出拡大施設の整備（→P9のエ参照）を支援します。

### 4 物流2024年問題への取組

物流標準化・効率化の推進に向けた、共同輸配送の促進に必要な集出荷施設等の整備や、選果場におけるパレットの規格統一化に対応したパレタイザー導入に係る施設の改修等（→P9のオ参照）を支援します。

## 5ポイント加算

（各メニューにおいて定める要件を全て満たす場合）

### ア 再編合理化とは・・・

既存施設について、知事から承認を受けた再編利用計画等に沿って、効率的な施設利用や運営コストの低減等の目的を達成するために行う新設、改修、増設、更新

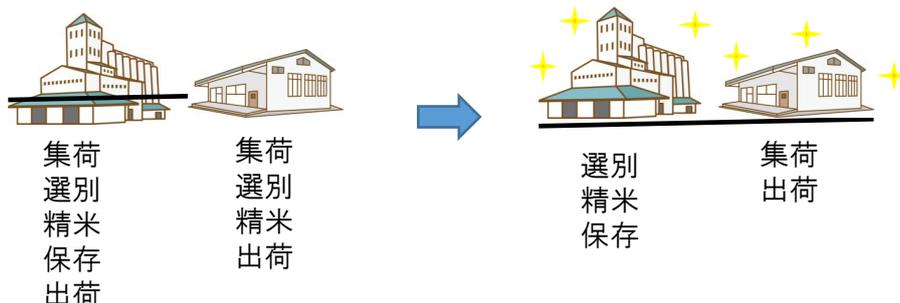
パターン① 複数の既存施設を廃止し、合理化して新規に設置



パターン② 複数の既存施設の一部を廃止し、残る施設を増設・更新・改修等して効率化



パターン③ 複数の既存施設の役割を見直し、増設・更新・改修等して効率化



## イ 中山間地域の競争力強化とは・・・

- 中山間地域の競争力強化に計画的に取り組む産地の施設の整備を支援
- 知事が中山間地域の競争力強化のために特に必要と認める場合は、面積要件の撤廃及び上限事業費の拡充(1.3倍)をすることが可能

### 中山間地農業ルネッサンス事業

国の中山間地農業振興指針(平成29年3月1日施行)に即して、複数の市町村単位等で中山間地農業の振興を図る地域別農業振興計画を都道府県が策定し、この計画に基づき、支援事業の優先採択等を実施

中山間地農業  
ルネッサンス事業  
地域別農業振興計画



#### 【記載内容】

- 地域の概要
- 現状と課題
- 課題を踏まえた当該地域の中山間地農業における取組方針
- 推進体制
- 実施事業

優先枠を設けて関連する施設整備を支援

### 支援事業

(うち強い農業づくり総合支援交付金)

【施設整備の例】



低コスト耐候性ハウス



穀類乾燥調製施設  
(ライスセンター)

## ウ 水田農業の高収益化及び畑作物の本作化とは・・・

### (1)水田農業の高収益化

都道府県が策定した「水田農業高収益化推進計画」に基づいて、水田での高収益作物(野菜、果樹等)や子実用とうもろこしの導入に取り組む産地における施設の整備を支援(ただし、以下の要件を全て満たす必要)

- 水田が受益面積の過半を占めること
- 事業完了後6年以内に畑地化するものを2分の1以上含むこと

### 水田農業高収益化推進計画

#### 【記載内容】

- 都道府県・産地段階の推進体制・役割
- 都道府県・産地ごとの推進品目の導入目標や目標達成に向けた取組
  - 栽培技術の習得や農地の条件整備に向けた取組
  - 活用予定の国の支援策や実施地区 等



#### 強い農業づくり総合支援交付金以外での支援(計画に基づき一体的に支援)

生産基盤の整備(畑地化・汎用化等)

高収益作物の導入・定着支援

栽培技術の実証、機械(収穫機など)等の導入支援

優先枠を設けて関連する施設整備を支援

### 強い農業づくり総合支援交付金

【施設整備の例】



集出荷貯蔵施設



選果施設



低コスト耐候性ハウス

### (2)畑作物の本作化

畑作物の本作化に向けて、必要となる施設の整備を支援(ただし、以下の要件を満たす必要)

- 平成30年度以降に産地交付金の畑地化の取組の交付対象となった農地
  - 経営所得安定対策等実施要綱(以下、「経安実施要綱」という)の別紙14「畑地化促進助成について」の1の(1)の取組の対象となった農地
  - 経安実施要綱の別紙21「畑地化促進事業(畑地化支援及び定着促進支援)の交付対象となる取組等について」の1の(1)の取組の対象となった農地
- aからcのいずれかの農地が受益面積の2分の1以上含むこと

## 工 輸出拡大施設とは・・・

国産農畜産物の輸出拡大に必要な施設整備を支援

※ 事業実施年度から目標年度までの輸出累計額が補助金額(国費)と概ね同等以上となる又は輸出向け出荷額・量が施設の取扱額・量の概ね1割以上となる必要

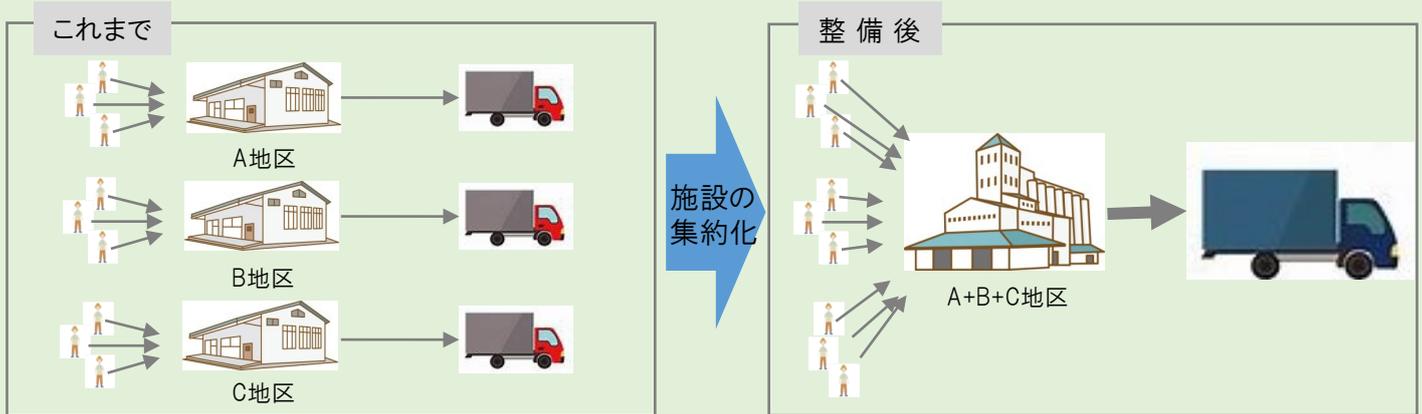


## オ 物流2024年問題への取組とは・・・

- ・トラックドライバーの担い手不足の深刻化や、トラックドライバーの働き方改革に関する法律の2024年施行により、農産物に係る物流の停滞が懸念
- ・物流標準化・効率化の推進に向けて、共同輸配送を促進するために必要な集出荷施設等の整備や、選果場におけるパレットの規格統一化に対応したパレタイザーの導入を支援
- ※流通コストの縮減に関する成果目標を選択することが必須



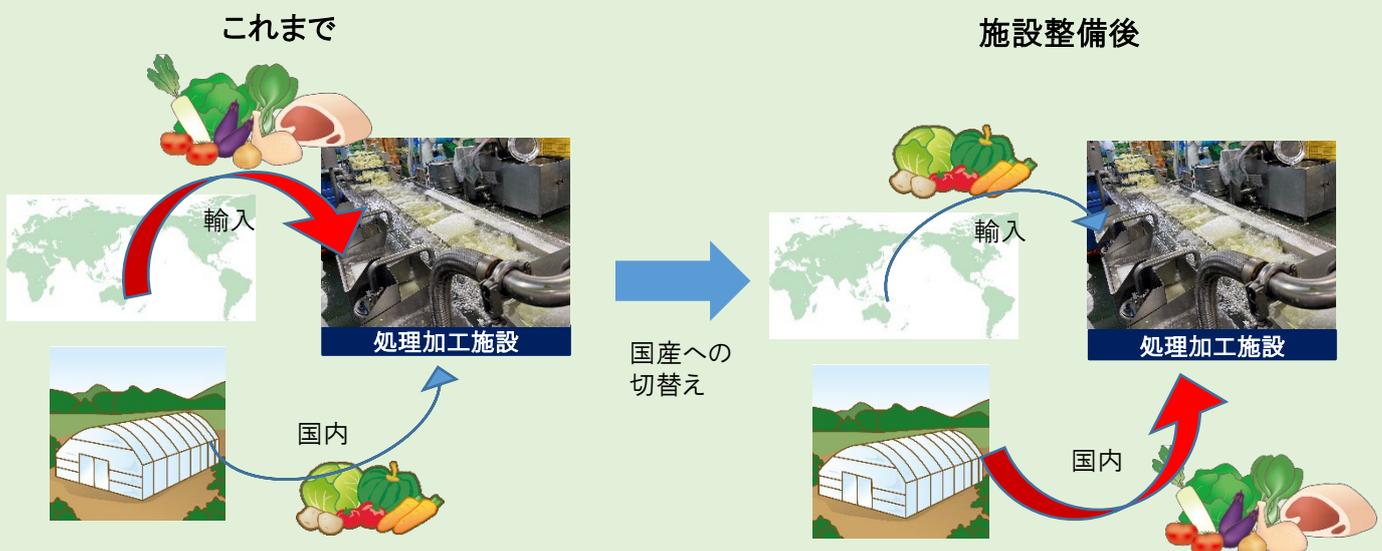
パレタイザーの導入



## 3 輸入農畜産物の国産への切替え推進に対するポイント加算

新型コロナウイルスの影響を踏まえ、サプライチェーンを強化する観点から、輸入農畜産物の国産への切替えに関する取組をポイント加算することにより積極的に支援します。

事業で整備した施設における農畜産物の取扱量のうち、輸入農畜産物から国産へ切り替える場合、切替えの程度に応じ加算します( 3割以上は1ポイント、5割以上は2ポイント、8割以上は3ポイント)。



※加工・業務用の原材料として供給することを盛り込んだ3年以上の基本契約(対象となる品目、供給期間及び供給数量を含めること)を締結していることが必要となります。

## 4 みどりの食料システム戦略の推進ポイント加算

① 環境にやさしい農業を推進するため、受益者が環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減活動の促進等に関する法律(令和4年法律第三十七号、以下「みどりの食料システム法」という。)に基づき、特定環境負荷低減事業活動実施計画又は環境負荷低減事業実施計画の認定を受けている者の割合に応じてポイント加算します。

5割以上・・・1ポイント

8割以上・・・2ポイント

※上記に関わらず、生産技術高度化施設のうち低コスト耐候性ハウス及び高度環境制御栽培施設を整備する場合は、受益に占める計画の認定を受けている者の割合が5割以上で1ポイントを上限として加算できるものとします。

② 事業実施主体がみどりの食料システム法に基づき、基盤強化確立事業実施計画の認定を受けている場合、1ポイント加算します。

## 第6 関連施策：交付金と併用可能な「みどり投資促進税制」のご紹介

みどり投資促進税制とは

農協など農業者の組織する団体が、堆肥等生産施設や種子種苗処理調製施設を導入する際に活用できる税制です。本交付金との併用も可能で、導入当初の税負担を軽減できます(機械等は32%、一体的な建物等は16%の特別償却)。本税制を活用する場合は、みどりの食料システム法に基づき、あらかじめグループで環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受ける必要があります。詳しくは以下をご覧ください。



みどり投資促進税制の対象機械はコチラ



認定についてはコチラ

## 第7 対策の評価

### 成果目標の達成状況の評価

- ① 事業実施主体は、事業実施から目標年度までの間は、毎年度、事業実施状況を都道府県に報告します。また、目標の達成状況の評価は、目標年度の翌年度に自ら評価を行い、都道府県に報告します。
- ② 都道府県は、目標の達成状況を点検し、必要に応じて指導・助言等を行います。



成果目標の達成状況の評価



## お問い合わせ・申し込み先一覧

○各種通知・様式などは、農林水産省Webサイトでご覧いただけます。

[http://www.maff.go.jp/j/seisan/suisin/tuyoi\\_nougyou/index.html](http://www.maff.go.jp/j/seisan/suisin/tuyoi_nougyou/index.html)

### 北海道農政事務所

生産経営産業部生産支援課 担当:地域指導官

☎ 011-330-8807

🌐 [www.maff.go.jp/hokkaido/](http://www.maff.go.jp/hokkaido/)



### 東北農政局

生産部生産振興課 担当:地域指導官

☎ 022-221-6179

### 北陸農政局

生産部生産振興課 担当:地域指導官

☎ 076-232-4302

### 近畿農政局

生産部生産振興課 担当:地域指導官

☎ 075-414-9020

### 九州農政局

生産部生産振興課 担当:地域指導官

☎ 096-211-9111(内線4440)

### 関東農政局

生産部生産振興課 担当:地域指導官

☎ 048-740-0407

### 東海農政局

生産部生産振興課 担当:地域指導官

☎ 052-223-4622

### 中国四国農政局

生産部生産振興課 担当:地域指導官

☎ 086-224-9411

### 内閣府沖縄総合事務局

農林水産部生産振興課担当:課長補佐(農産)

☎ 098-866-1653

🌐 [www.ogb.go.jp/nousui/](http://www.ogb.go.jp/nousui/)



## 農林水産省 農産局 総務課生産推進室

担当:企画調整班、事業推進班

☎ 03-3502-5945

🌐 [www.maff.go.jp](http://www.maff.go.jp)

